

国民年金保険料の免除制度について

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認されると、保険料の納付が免除される申請免除制度があります。申請免除制度には、保険料の全額が免除される全額免除と、保険料の一部を納付し、残りの保険料が免除される一部納付があります。

一部納付には、「4分の1納付」「半額納付」「4分の3納付」の三種類があります。本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

また、退職(失業)を理由とした特例免除制度もあります。特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となり、失業された方の所得を除外して免除の審査を行います。手続きの際には、雇用保険受給資格者証、離職票等が必要です。(これらを添付されると本人所得審査対象外です)また、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もあります。

免除申請の提出期限について

免除・納付猶予の申請期間は平成24年7月分から平成25年6月分までを申請される場合は、平成25年7月末日まで。平成25年7月分から平成26年6月分までを申請される場合は、平成26年7月末日まで。

平成25年7月中は、両期間に係る申請を行うことができますので提出はお早めをお願いします。



未来のために 国民年金

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。保険料納付については、原則口座振替になります。

当市では、住宅家賃などの公共料金を納めない、相談もない、納付約束を守らないといった滞納者に対して、裁判所に申立てを行い、国税や地方税のように給与や預貯金、財産の差押えを進め、不平等の解消に努めています。通常、市町村役場では、住宅家賃や水道料金、医療費給食費などの未払いが続くと裁判所に申立てを行い、簡易、地方裁判所が債権者に代わって執行機関になります。これを代位執行といいます。申立てを受けた裁判所は債権者の申立てによって支払督促や訴状を滞納者に送付し、以降、市町村役場は「原告」、滞納者は「被告」として争うこととなります。

また、裁判になっても支払いが起きない、未払いが解消されない場合は、強制的に土地や建物、自動車、生命保険、給与、預貯金などを差押え、これを金銭に換え未払いにあてます。これを「換価する」といいます。当市では、きちんと納めている市民とそうでない市民との間に不公平感がないように、このような未収金の整理を行っております。また、市営住宅の申込みの際に、契約時に禁じている「犬猫等」の飼育が発覚し信頼関係が損なわれた場合や建物の破損から原状回復を求める場合なども、滞納事案と同様の取り扱いになりますのでご注意ください。

大家としての一言

- ① 共同生活のポイントは、「近所の方と良好な関係を築くこと」。
- ② 自治会費や共益費はきちんと納めましょう。「ミ」の出し方にも注意が必要です。入居者はお互いに協力し合い、トラブルにならないよう気をつけてください。

※注意事項

- ① 催告書や督促状、内容証明郵便が届くと法的な手続きを進めます。
- ② 納付約束(誓約履行)に支払いが滞ると裁判所に申立てを行います。
- ③ 契約解除の通知が届くと入居者ではなく、続けて建物の明渡裁判に移行します。

※特別な事情がある場合は、係まで速やかに相談ください。

■問合せ 住宅係 ☎32-1820

赤平市市税等収納向上対策本部

住宅家賃の滞納整理と 犬猫問題!



【今月の納税】

固定資産税都市計画税 第2期
国民健康保険税 第1期
後期高齢者医療保険料 第1期

納期 7月31日(木)まで